

# 令和2年度 “ふじのくに”<sup>しみん</sup>士民協働 施策レビュー 改善提案とりまとめシート

## 1 基本情報

政策	政策 1 命を守る安全な地域づくり		
政策の柱	1-3 安全な生活と交通の確保		
議論した施策	(4) 安全な消費生活の推進		
実施日/班名	10月31日(土) 第1班	担当部局名	くらし・環境部 県民生活課

## 2 コーディネーター取りまとめコメント (コーディネーターが議論を総括して取りまとめ)

消費者である県民が安全な消費生活を進めることは、幸せに暮らすためには必須の条件であり、具体策として以下の取組を進めることが考えられる。

- 若年層向けには学校を通じた印刷物の配布、高齢者向けには出前講座など、世代別の消費者教育
- LINEの活用や相談員の待遇改善など、相談の仕組みの検討
- エシカル消費とは何かを教育の視点を入れて考えていく
- 県の役割のシフト (市町・消費者団体への情報提供やサポートに特化など)

これを推進するに当たっては、県や市町などの行政だけで実現できるわけではなく、消費者自身が自分ごととして捉えていくことが何よりも重要である。

## 3 施策改善案 (県民評価者が記載した改善提案シートの取りまとめ)

- ・ 消費生活に係る学習資料 (事例集など) の作成や、出前講座の実施など、学校教育や地域自治会と連携し、全ての県民が適切な消費行動が取れるよう、世代に即した消費者教育を強化する必要がある。
- ・ 県の消費生活センター相談員の待遇改善や、市町の消費生活相談員への支援をするとともに、公式LINEの運用など、多様なツールを活用して、県全体の消費相談体制を強化する必要がある。
- ・ 国、市町、自治会、消費者団体、その他施策に関わる団体との連携・役割分担や、事業者への厳正な行政指導など、消費者を守る仕組みづくりが必要である。
- ・ 「エシカル消費」の推進は、国連が進めるSDGsの推進に寄与する取組であり、県民にとって分かりやすい表現を考えるとともに、エシカル消費の考え方の周知や消費者団体・事業者等と連携した取組を積極的に進める必要がある。
- ・ 消費者被害を未然に防ぐため、駅や県立施設などでの広報活動やLINE、SNS、ホームページ等を活用した広報・周知活動が求められる。